

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月10日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

**佐賀県人事委員会規則第4号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）		
機関	職員		機関	職員	
本庁	略		本庁	略	
	知事部局（出納局を含む。）	部長 理事 政策統括監 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 DX・スタートアップ総括監 再生可能エネルギー総括監 企業立地総括監 副局長 スポーツ総括監 出納局長 課長 センター長 室長 政策調整監 さがデザイン推進監 調整監 推進監 リーダー 副課長 副センター長 副室長（行政経営室） 秘書担当の企画主幹及び係長（秘書課） 法制担当の企画主幹及び係長（法務私学課） 人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の企画		知事部局（出納局を含む。）	部長 理事 政策統括監 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 DX・スタートアップ総括監 再生可能エネルギー総括監 企業立地総括監 副局長 <u>S S P</u> 総括監 スポーツ総括監 出納局長 課長 センター長 室長 政策調整監 さがデザイン推進監 調整監 推進監 リーダー 副課長 副センター長 副室長（行政経営室） 秘書担当の企画主幹及び係長（秘書課） 法制担当の企画主幹及び係長（法務私学課） 人事、給与、服務、職員団体又は厚生

改正前			改正後		
		主幹及び係長（人事課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主任主査、主査及び主事（人事課）			福利担当の企画主幹及び係長（人事課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主任主査、主査及び主事（人事課）
	略			略	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。